

第2回 にしとうきょう環境アワード（案）

【予定スケジュール】

- 1 募集期間 （一般の部）8月1日（火）から10月2日（月）まで
（学校の部）7月3日（月）から10月2日（月）まで
- 2 選 考 10月開催の環境審議会にて実施
- 3 表彰式 11月12日（日）開催予定の環境フェスティバル（市民まつりの野外ステージ）で実施

【制度概要】

1 にしとうきょう環境アワード実施の目的

西東京市の地球温暖化防止のほか環境の向上に功績のあった個人又は団体を表彰し、その活動を紹介することで、市民に環境に対する意識の向上及び行動を促し、西東京市の環境保全活動の推進並びに普及啓発を図る。

2 表彰の対象者（過去に表彰を受けたものも表彰対象とすることができる。）

- (1) 市内に住所を有するもの及び市内に勤務するもの
- (2) 市内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 市内に活動の本拠を有するその他のもの

3 表彰の範囲

- (1) 省エネルギー・再生可能エネルギーの導入・普及に関する取組
地球温暖化の原因である温室効果ガス排出量の削減に繋がるエネルギー使用量の削減、再生可能エネルギーの導入に顕著な功績をあげたもの
- (2) 緑の保全及び緑化の推進に関する取組
二酸化炭素を吸収する緑を保全及び緑化を推進することで、地球温暖化の防止につながる顕著な功績をあげたもの
- (3) 廃棄物の減量化・リサイクルの推進に関する取組
廃棄物焼却による温室効果ガス排出を削減するために、廃棄物の減量、リサイクル活動で顕著な功績をあげたもの
- (4) その他地球温暖化対策の推進に関する取組
環境教育、環境学習事業など地球温暖化対策の普及及び啓発に顕著な功績をあげたもの

4 選考基準

- (1) 活動が自主的、自律的に進められているもの
- (2) 活動の成果が具体的に認められるもの
- (3) 活動に特色があるもの
- (4) 地域環境に貢献していることが認められるもの
- (5) その活動を普及することで、市民に環境に対する意識の向上及び行動を促すことが認められるもの

5 表彰の種類

- (1) 奨励賞 過去に表彰を受けたものを含めて取組継続を期待して授与する賞
- (2) 企画賞 未表彰のもので、斬新な取組に対して今後の拡がりを期待して授与する賞